

令和7年12月市議会定例会提案予定議案【要旨】

議案第1号 令和7年度銚子市一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ35億1,665万7千円増額し、総額を390億6,309万7千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

(1) ふるさと納税関係経費	9億9,810万6千円
(2) 子ども未来基金管理経費	9億2,100万円
(3) がんばれ銚子ふるさと応援基金管理経費	8億8,700万円
(4) 銚子電気鉄道応援基金管理経費	1億9,200万円
(5) 病院事業会計負担、補助及び出資経費（指定管理者交付金）	1億5,000万円
(6) 学校施設空調設備設置経費（小学校分）	8,195万6千円
(7) 学校施設空調設備設置経費（中学校分）	1,555万2千円

継続費の補正

○継続費の主な内容

庁舎等公共施設整備基本構想策定支援業務	4,345万円
---------------------	---------

議案第2号 令和7年度銚子市病院事業会計補正予算（第1号）

収益的収入及び支出の補正

○収益的収入及び支出をそれぞれ1億5,000万円増額し、9億3,900万円とする。

(1) 病院事業収益	
・医業外収益（一般会計負担金及び補助金）	1億5,000万円
(2) 病院事業費用	
・医業費用（交付金等）	1億5,000万円

資本的収入及び支出の補正

○資本的収入を1,710万円増額し、1億7,346万円に、

資本的支出を1,710万円増額し、3億6,310万円とする。

(1) 資本的収入	
・企業債（病院事業債）	1,710万円
(2) 資本的支出	
・建設改良費（医療器械備品等購入費）	1,710万円

他会計からの補助金の補正

○ 7億6, 964万8千円から9億1, 964万8千円（1億5, 000万円の増）

議案第3号 令和7年度銚子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ6,041万2千円増額し、総額を71億7,192万5千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

(1) 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた給与改定及び職員構成の変動等に伴う補正	292万5千円
(2) 一般被保険者高額療養費の増	5, 748万7千円

議案第4号 令和7年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ98万円増額し、総額を68億2, 555万1千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた給与改定及び職員数・職員構成の変動等に伴う補正	98万円
---	------

議案第5号 令和7年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ156万5千円増額し、総額を10億3, 356万5千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた給与改定及び職員構成の変動等に伴う補正	156万5千円
---	---------

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の解散に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を経ようとするもの

○改正の概要

- (1) 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の減少に伴い、規約中「三芳水道企業団」、「九十九里地域水道企業団」及び「南房総広域水道企業団」を削る。
- (2) 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、「職員採用試験の合同実施に関する事務」の廃止に伴い、当該事務に係る規定を削る。

○施行期日 令和8年4月1日

議案第7号 銚子市職員の給与に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の改正を行うほか、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

- (1) 給料月額の改定

ア 対象職員 全職員

イ 改定時期 令和7年4月1日

- (2) 宿日直手当の改定 上限5,500円 ⇒ 上限5,800円

- (3) 期末手当・勤勉手当の支給月数

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現行	7年度 期末手当	1.25月分	1.25月分	2.50月分	4.60月分
	勤勉手当	1.05月分	1.05月分	2.10月分	
改定後	7年度 期末手当	1.25月分	<u>1.275月分</u>	<u>2.525月分</u>	<u>4.65月分</u> (+0.05月)
	勤勉手当	1.05月分	<u>1.075月分</u>	<u>2.125月分</u>	

イ 定年前再任用短時間勤務職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現行	7年度 期末手当	0.70月分	0.70月分	1.40月分	2.40月分
	勤勉手当	0.50月分	0.50月分	1.00月分	
改定後	7年度 期末手当	0.70月分	<u>0.725月分</u>	<u>1.425月分</u>	<u>2.45月分</u> (+0.05月)
	勤勉手当	0.50月分	<u>0.525月分</u>	<u>1.025月分</u>	

ウ 特定任期付職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現行	7年度 期末手当	0.950月分	0.950月分	1.90月分	3.65月分
	勤勉手当	0.875月分	0.875月分	1.75月分	
改定後	7年度 期末手当	0.950月分	<u>0.975月分</u>	<u>1.925月分</u>	<u>3.70月分</u> (+0.05月)
	勤勉手当	0.875月分	<u>0.900月分</u>	<u>1.775月分</u>	

○施行期日 公布の日

議案第8号 銚子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

会計年度任用職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定を行うため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 給料月額の改定

ア 対象職員 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員

イ 改定時期 令和7年4月1日

(2) 期末手当・勤勉手当の支給月数

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現行	7年度 期末手当	1.25月分	1.25月分	2.50月分	4.60月分
	勤勉手当	1.05月分	1.05月分	2.10月分	
改定後	7年度 期末手当	1.25月分	<u>1.275月分</u>	<u>2.525月分</u>	<u>4.65月分</u> (+0.05月)
	勤勉手当	1.05月分	<u>1.075月分</u>	<u>2.125月分</u>	

○施行期日 公布の日

議案第9号 銚子市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

林野火災予防の実効性を高める観点から林野火災注意報及び林野火災警報を発令する制度を新設するとともに、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、屋外等のテント又はバレル（木樽）に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準が新設されたことから、条例においても同様の措置を講ずるほか、住宅における大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及を推進するため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 林野火災注意報の発令並びに林野火災注意報及び林野火災警報の対象区域の設定等に関する規定の新設

(2) 簡易サウナ設備（※）の設置に関する基準の新設

※ 屋外等に設置するテント型サウナ室又はバ렐型サウナ室であって、定格出力6キロワット以下、かつ、薪又は電気を熱源とするもの

(3) 住宅の火災予防の推進に向けた施策に感震ブレーカーの普及促進を追加

○施行期日 一部の規定を除き、令和8年1月1日

議案第10号 銚子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業について、その設備及び運営に関する基準を市町村が定めることとされたため、新たに条例を制定しようとするもの

○条例の概要

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」と同様の基準を規定

○施行期日 令和8年4月1日

議案第11号 銚子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

子ども・子育て支援法の一部が改正され、特定乳児等通園支援事業について、その運営に関する基準を市町村が定めることとされたため、新たに条例を制定しようとするもの

○条例の概要

「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」と同様の基準を規定

○施行期日 令和8年4月1日

議案第12号 銚子市立小学校条例の一部を改正する条例制定について

船木小学校及び椎柴小学校がともに小規模校となっていることから、両校を統合し、新たな小学校を創設するため、条例を改正しようとするもの

○改正の概要

第2条の表中「銚子市立船木小学校」及び「銚子市立椎柴小学校」の項を削り、新たに「銚子市立利根かもめ小学校」の項を加える。

○施行期日 令和9年4月1日

議案第13号 銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する

条例制定について

千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定に準じ、銚子市立高等学校教育職員の給料月額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うほか、所要の改正をしようとするもの
○改正の概要

(1) 給料月額の改定

ア 対象職員 全職員

イ 改定時期 令和7年4月1日

(2) 期末手当・勤勉手当の支給月数

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現行	7年度 期末手当	1.25月分	1.25月分	2.50月分	4.60月分
	勤勉手当	1.05月分	1.05月分	2.10月分	
改定後	7年度 期末手当	1.25月分	<u>1.275月分</u>	<u>2.525月分</u>	<u>4.65月分</u>
	勤勉手当	1.05月分	<u>1.075月分</u>	<u>2.125月分</u>	(+0.05月)

イ 定年前再任用短時間勤務職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現行	7年度 期末手当	0.70月分	0.70月分	1.40月分	2.40月分
	勤勉手当	0.50月分	0.50月分	1.00月分	
改定後	7年度 期末手当	0.70月分	<u>0.725月分</u>	<u>1.425月分</u>	<u>2.45月分</u>
	勤勉手当	0.50月分	<u>0.525月分</u>	<u>1.025月分</u>	(+0.05月)

ウ 特定任期付職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現行	7年度 期末手当	0.950月分	0.950月分	1.90月分	3.65月分
	勤勉手当	0.875月分	0.875月分	1.75月分	
改定後	7年度 期末手当	0.950月分	<u>0.975月分</u>	<u>1.925月分</u>	<u>3.70月分</u>
	勤勉手当	0.875月分	<u>0.900月分</u>	<u>1.775月分</u>	(+0.05月)

○施行期日 公布の日

議案第14号 銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例制定について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職調整額を段階的に引き上げることとするほか、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 教職調整額の支給率の引上げ

期間の区分	支給率
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	5パーセント
令和9年1月1日から令和9年12月31日まで	6パーセント
令和10年1月1日から令和10年12月31日まで	7パーセント
令和11年1月1日から令和11年12月31日まで	8パーセント
令和12年1月1日から令和12年12月31日まで	9パーセント
令和13年1月1日以降	10パーセント

(2) 管理監督職員の本給加算額の改定

職名	加算額	
	現行	改正後
教頭／副校長	7,500円	11,500円
校長	支給対象外	4,000円

※ 教職調整額の支給率の引上げに伴う管理監督職員と非管理監督職員の給料月額の逆転を防ぐための措置

○施行期日 一部の規定を除き、令和8年1月1日

議案第15号 銚子市中小企業育成資金利子補給条例の一部を改正する条例制定について

近年の社会情勢において、様々な金利が上昇していることに伴い、銚子市中小企業資金融資条例に基づく貸付金についても、その利率を上昇させる必要が生じるものと懸念されることから、中小企業者を支援するため、利子補給率の限度を引き上げるほか、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

銚子市中小企業資金融資条例に基づき、令和8年4月1日以降に貸付けを行う資金に係る利子補給率について、「年1.64パーセントの割合」を「年3パーセント以内で規則で定める割合」に引き上げるほか、規定の整備を行う。

○施行期日 一部の規定を除き、公布の日

議案第16号 公の施設に係る指定管理者の指定について（銚子市放課後児童クラブ）

銚子市放課後児童クラブに係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経ようとするもの

○議案の概要

(1) 指定する団体

千葉県松戸市本町11番地の5 明治安田生命松戸ビル6階

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東関東支店

支店長 酒井洋平

(2) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

以上

○令和7年12月議会議案説明者及び議案担当課室等一覧

議案番号	議案名	議案説明者	議案担当課室等
第1号	令和7年度銚子市一般会計補正予算（第3号）	財政課長	財政課財政室
第2号	令和7年度銚子市病院事業会計補正予算（第1号）	健康づくり課長	健康づくり課健康・地域医療推進室
第3号	令和7年度銚子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	市民課長	市民課保険年金室
第4号	令和7年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	高齢者福祉課長	高齢者福祉課
第5号	令和7年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	市民課長	市民課保険年金室
第6号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	総務課長	総務課人事室
第7号	銚子市職員の給与に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務課長	総務課人事室
第8号	銚子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務課長	総務課人事室
第9号	銚子市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	消防長	消防本部予防課
第10号	銚子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	子育て支援課長	子育て支援課
第11号	銚子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	子育て支援課長	子育て支援課
第12号	銚子市立小学校条例の一部を改正する条例制定について	学校教育課長	学校教育課教育総務室
第13号	銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	学校教育課長	学校教育課学校教育室
第14号	銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例制定について	学校教育課長	学校教育課学校教育室
第15号	銚子市中小企業育成資金利子補給条例の一部を改正する条例制定について	観光商工課長	観光商工課産業振興室
第16号	公の施設に係る指定管理者の指定について（銚子市放課後児童クラブ）	子育て支援課長	子育て支援課